
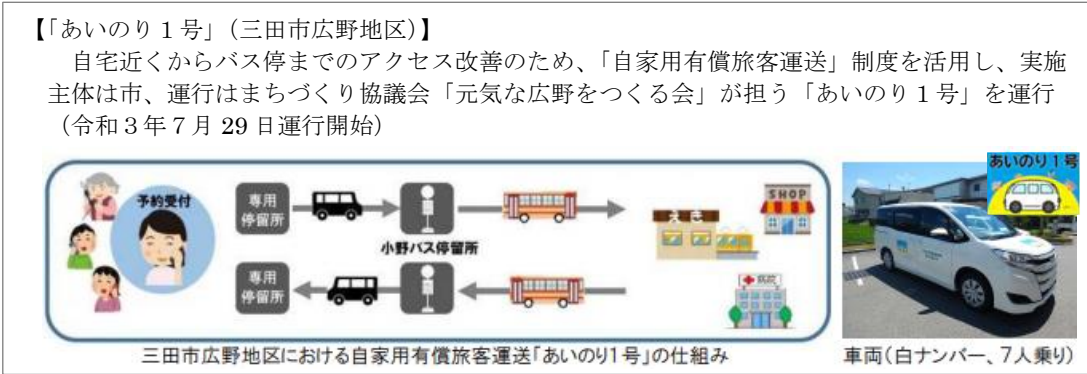




ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
全体	<p><u>令和4年度</u> 兵庫県交通安全実施計画 <u>4年度</u> 実施内容</p>	<p><u>令和5年度</u> 兵庫県交通安全実施計画 <u>5年度</u> 実施内容</p>	
サンプル	<p>(5) 高速道路における事故防止対策の推進 オ 道路構造上往復に分離されていない非分離区間について、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため<u>四車線化の事業中箇所等を除き、ワイヤーロープを土工部について概ね5年で設置していく</u>等安全対策の強化 カ 高速道路での逆走について、<u>インターチェンジ・ジャンクション等での物理的・視覚的対策</u>、行き先を間違えた車に対する安全・適切な誘導、平成30年度に民間企業から公募・選定した逆走対策技術の積極的な展開</p>	<p>(5) 高速道路における事故防止対策の推進 オ 道路構造上往復に分離されていない非分離区間について、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、ワイヤーロープの<u>設置を概成する</u>等安全対策の強化 カ 高速道路での逆走について、行き先を間違えた車に対する安全・適切な誘導、<u>や</u>平成30年度に民間企業から公募・選定した逆走対策技術の積極的な展開 キ ～ ケ （略）</p>	
P1 県警察本部、 近畿運輸局	<p>(1) <u>道路</u>交通事故等の状況 令和<u>3</u>年の県内の交通事故による死者数は<u>114</u>人で前年から<u>4</u>人の<u>増加</u>、重傷者数は<u>1,175</u>人で前年から<u>49</u>人の減少となった。 また、<u>道路</u>交通事故件数（物損事故を含まない。以下同じ。）は<u>16,929</u>件、傷者数は<u>20,043</u>人で、<u>いずれも</u>前年より減少している。 踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故）は、令和<u>3</u>年の発生件数は<u>6</u>件、死傷者数は<u>5</u>人でいずれも前年から減少している。</p>	<p>(1) <u>交通事故</u>等の状況 令和<u>4</u>年の県内の交通事故による死者数は<u>120</u>人で前年から<u>6</u>人の増加、重傷者数は<u>1,004</u>人で前年から<u>171</u>人の減少となった。 また、交通事故件数（物損事故を含まない。以下同じ。）は<u>16,372</u>件、傷者数は<u>19,425</u>人で、いずれも前年より減少している。 踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故）は、令和<u>4</u>年の発生件数は<u>4</u>件、死傷者数は<u>2</u>人でいずれも前年から減少している。</p>	<p>県警察本部 近畿運輸局</p>
P1 近畿運輸局	<p>(2) <u>鉄道</u>事故の状況 令和<u>3</u>年の鉄道運転事故は<u>14</u>件、死者数は<u>6</u>人、負傷者数は<u>7</u>人でいずれも前年から<u>減少</u>している。</p>	<p>(2) <u>鉄道</u>事故の状況 令和<u>4</u>年の鉄道運転事故は<u>19</u>件、死者数は<u>11</u>人、負傷者数は<u>10</u>人でいずれも前年から<u>増加</u>している。</p>	<p>近畿運輸局</p>
P2 県民生活部 県警察本部	<p>(1) <u>道路</u>交通 ア <u>高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保</u> 令和<u>3</u>年の交通事故死者 <u>114</u>人のうち、65歳以上の高齢者が <u>72</u>人と前年比で <u>7</u>人<u>増加</u>し、全体の <u>63.2%</u>を占めている。 高齢者の死者 <u>72</u>人を状態別で見ると、歩行中が <u>36</u>人（前年比 <u>+4</u>人）と最も多く、次いで<u>自動車乗車中が 22 人（前年比+11 人）</u>となっている。 このため、高齢者については、主として歩行及び<u>自動車</u>を交通手段として利用する場合の対策を推進する。</p>	<p>(1) <u>道路</u>交通 ア <u>高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保</u> 令和<u>4</u>年の交通事故死者 <u>120</u>人のうち、65歳以上の高齢者が <u>66</u>人と前年比で <u>6</u>人減少し、全体の <u>55.0%</u>を占めている。 高齢者の死者 <u>66</u>人を状態別で見ると、歩行中が <u>34</u>人（前年比 <u>-2</u>人）と最も多く、次いで<u>自転車乗車中が 16 人（前年比+8 人）、自動車乗車中が 15 人（前年比-7 人）</u>となっている。 このため、高齢者については、主として歩行及び<u>自転車・自動車</u>を交通手段として利用する場合の対策を推進する。</p>	
P2 県民生活部 県警察本部	<p>イ <u>歩行者の安全確保</u> 本県の信号のない横断歩道での一時停止率は <u>43.0%</u>と全国平均の <u>30.6%</u>に比べ<u>高い</u>（令和<u>3</u>年 J A F 調査）<u>ものの、前年の調査よりも下がり</u>、運転者の約 <u>6</u>割が一時停止していない状況である。運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図る。</p>	<p>イ <u>歩行者の安全確保</u> 本県の信号のない横断歩道での一時停止率は <u>64.7%</u>と全国平均の <u>39.8%</u>に比べ<u>高く</u>（令和<u>4</u>年 J A F 調査）、<u>前年の調査よりも上がったものの</u>、運転者の約 <u>3</u>割が一時停止していない状況である。<u>引き続き</u>、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図る。</p>	

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P2 県民生活部 県警察本部	<p>ウ 自転車の安全確保</p> <p>自転車事故件数自体は減少傾向にあるものの、<u>全交通事故件数に占める構成率は増加傾向である</u>。</p> <p>自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図るほか、街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。さらに、<u>全ての年齢層へのヘルメット着用の推奨</u>、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。</p> <p>（略）</p> <p>あわせて、コロナ禍<u>において</u>、通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策や駆動補助機付自転車や電動車椅子等多様なモビリティの普及に伴う事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。</p>	<p>ウ 自転車の安全確保</p> <p>自転車事故件数自体は減少傾向にあるものの、<u>令和4年の自転車乗用中死者数は22人（前年比+10人）と増加に転じた</u>。</p> <p>自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図るほか、街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。さらに、<u>道路交通法改正による全自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化を踏まえた</u>全ての年齢層へのヘルメット着用の<u>啓発</u>、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。</p> <p>（略）</p> <p>あわせて、コロナ禍<u>以降</u>、通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策や駆動補助機付自転車や電動車椅子等多様なモビリティの普及に伴う事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。</p>	
P3 県民生活部 県警察本部	追加	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【道路交通法改正：全自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化】</p> <p>従来、児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項とされていた「乗車用ヘルメットの着用努力義務」が、法改正の施行後は、自転車を利用する全ての人の遵守事項となる（施行日：令和5年4月1日）。</p> <p><改正前></p> <p>（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）</p> <p>第63条の11 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</p> <p><改正後></p> <p>（自転車の運転者等の遵守事項）</p> <p>第63条の11 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。</p> <p>2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</p> <p>3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</p> </div>	トピックスの追加
P3 近畿運輸局	<p>（2）鉄道交通</p> <p>令和<u>3</u>年の運転事故は、人身障害事故が<u>8</u>件、踏切障害事故が<u>6</u>件であった。人身障害事故のうち、ホームでの接触事故（ホーム上で列車等と接触又はホームから転落して列車等と接触した事故）が4件で、<u>そのうち1件に酔客が関係している</u>。</p> <p>ホームでの接触事故と踏切障害事故を合わせると運転事故の<u>71.4%</u>を占めていることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。</p>	<p>（2）鉄道交通</p> <p>令和<u>4</u>年の運転事故は、人身障害事故が<u>15</u>件、踏切障害事故が<u>4</u>件であった。人身障害事故のうち、ホームでの接触事故（ホーム上で列車等と接触又はホームから転落して列車等と接触した事故）が4件で、酔客が関係している<u>事故はなかった</u>。</p> <p>ホームでの接触事故と踏切障害事故を合わせると運転事故の<u>42.1%</u>を占めていることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。</p>	近畿運輸局

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																																								
P4 県土木部、県教育委員会、 県警察本部	<p>【通学路の合同点検】 令和3年6月に千葉県八街市で発生した児童5人の死傷事故を受けて、学校、PTA、道路管理者及び地元警察等が連携して通学路における合同点検を実施した。</p> <p>○合同点検結果 対策必要箇所 2,867箇所</p>	削除	トピックスの削除																																								
P4 県警察本部	<p>【高度化 PICS の整備】 令和3年度から専用アプリをダウンロードしたスマートフォンに対し、歩行者用信号灯の情報を音声や振動で提供</p> 	削除	トピックスの削除																																								
P4 県警察本部	交通部交通規制課内に通学路対策係及び機動補修班を新設	削除	県警察本部																																								
P4 県県民生活部	(3) その他施策 ア 兵庫県交通安全キャッチ LINE の開設	削除																																									
P7 近畿地方整備局、 県土木部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>種 別</th> <th>事 業 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">近畿地方 整備局</td> <td><u>自転車歩行者道</u></td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td>歩道</td> <td><u>10.0 km</u></td> </tr> <tr> <td>自転車道</td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td><u>横断歩道橋</u></td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td><u>地下横断歩道</u></td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td><u>交差点改良</u></td> <td><u>1箇所</u></td> </tr> <tr> <td><u>視距改良</u></td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td>車両停車帯 道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置</td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td>県土木部</td> <td><u>歩道整備、歩道リニューアル 交差点改良 等</u></td> <td><u>一式</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	種 別	事 業 量	近畿地方 整備局	<u>自転車歩行者道</u>	<u>—</u>	歩道	<u>10.0 km</u>	自転車道	<u>—</u>	<u>横断歩道橋</u>	<u>—</u>	<u>地下横断歩道</u>	<u>—</u>	<u>交差点改良</u>	<u>1箇所</u>	<u>視距改良</u>	<u>—</u>	車両停車帯 道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置	<u>—</u>	県土木部	<u>歩道整備、歩道リニューアル 交差点改良 等</u>	<u>一式</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>種 別</th> <th>事 業 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">近畿地方 整備局</td> <td>歩道</td> <td><u>11.3 km</u></td> </tr> <tr> <td>自転車道</td> <td><u>8.2 km</u></td> </tr> <tr> <td>道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置</td> <td><u>一式</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土木部</td> <td><u>歩道等</u></td> <td><u>3.8 km</u></td> </tr> <tr> <td><u>自転車道等</u></td> <td><u>8.0 km</u></td> </tr> <tr> <td><u>道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置</u></td> <td><u>一式</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	種 別	事 業 量	近畿地方 整備局	歩道	<u>11.3 km</u>	自転車道	<u>8.2 km</u>	道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置	<u>一式</u>	県土木部	<u>歩道等</u>	<u>3.8 km</u>	<u>自転車道等</u>	<u>8.0 km</u>	<u>道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置</u>	<u>一式</u>	近畿地方整備局、 県土木部
事業者	種 別	事 業 量																																									
近畿地方 整備局	<u>自転車歩行者道</u>	<u>—</u>																																									
	歩道	<u>10.0 km</u>																																									
	自転車道	<u>—</u>																																									
	<u>横断歩道橋</u>	<u>—</u>																																									
	<u>地下横断歩道</u>	<u>—</u>																																									
	<u>交差点改良</u>	<u>1箇所</u>																																									
	<u>視距改良</u>	<u>—</u>																																									
	車両停車帯 道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置	<u>—</u>																																									
県土木部	<u>歩道整備、歩道リニューアル 交差点改良 等</u>	<u>一式</u>																																									
事業者	種 別	事 業 量																																									
近畿地方 整備局	歩道	<u>11.3 km</u>																																									
	自転車道	<u>8.2 km</u>																																									
	道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置	<u>一式</u>																																									
県土木部	<u>歩道等</u>	<u>3.8 km</u>																																									
	<u>自転車道等</u>	<u>8.0 km</u>																																									
	<u>道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置</u>	<u>一式</u>																																									

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画				令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）				備考																																																																																																										
P7 県警察本部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>事業の名称等</th> <th>単位</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">県警察本部</td> <td rowspan="9">信号機</td> <td>新設(プログラム多段、押ボタン式)</td> <td>基</td> <td><u>16</u></td> </tr> <tr> <td>プログラム多段系統化</td> <td>基</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>全感応化、半感応化</td> <td>基</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>プログラム多段化</td> <td>基</td> <td><u>295</u></td> </tr> <tr> <td>押ボタン化</td> <td>基</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>電源付加装置</td> <td>基</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>高度化PICS</td> <td>基</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>灯器改良LED化</td> <td></td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路標識</td> <td>大型標識</td> <td>本</td> <td><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>路側標識</td> <td>本</td> <td><u>5,600</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">道路標示</td> <td>横断歩道</td> <td>km</td> <td><u>101.5</u></td> </tr> <tr> <td>実線</td> <td>km</td> <td><u>59.7</u></td> </tr> <tr> <td>凶示</td> <td>個</td> <td>7,600</td> </tr> <tr> <td>自発光式停止線板</td> <td>個</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>自発光式交差点板</td> <td>個</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				事業者	事業の名称等	単位	事業量	県警察本部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基	<u>16</u>	プログラム多段系統化	基	<u>2</u>	全感応化、半感応化	基	<u>4</u>	プログラム多段化	基	<u>295</u>	押ボタン化	基	20	電源付加装置	基	<u>4</u>	高度化PICS	基	<u>3</u>	灯器改良LED化		一式	道路標識	大型標識	本	<u>8</u>	路側標識	本	<u>5,600</u>	道路標示	横断歩道	km	<u>101.5</u>	実線	km	<u>59.7</u>	凶示	個	7,600	自発光式停止線板	個	5	自発光式交差点板	個	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>事業の名称等</th> <th>単位</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">県警察本部</td> <td rowspan="9">信号機</td> <td>新設(プログラム多段、押ボタン式)</td> <td>基</td> <td><u>10</u></td> </tr> <tr> <td>プログラム多段系統化</td> <td>基</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>全感応化、半感応化</td> <td>基</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>プログラム多段化</td> <td>基</td> <td><u>160</u></td> </tr> <tr> <td>押ボタン化</td> <td>基</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>電源付加装置</td> <td>基</td> <td><u>0</u></td> </tr> <tr> <td>高度化PICS</td> <td>基</td> <td><u>0</u></td> </tr> <tr> <td>灯器改良LED化</td> <td></td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路標識</td> <td>大型標識</td> <td>本</td> <td><u>6</u></td> </tr> <tr> <td>路側標識</td> <td>本</td> <td><u>5,000</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">道路標示</td> <td>横断歩道</td> <td>km</td> <td><u>73.0</u></td> </tr> <tr> <td>実線</td> <td>km</td> <td><u>65.0</u></td> </tr> <tr> <td>凶示</td> <td>個</td> <td>7,600</td> </tr> <tr> <td>自発光式停止線板</td> <td>個</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>自発光式交差点板</td> <td>個</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				事業者	事業の名称等	単位	事業量	県警察本部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基	<u>10</u>	プログラム多段系統化	基	<u>3</u>	全感応化、半感応化	基	<u>2</u>	プログラム多段化	基	<u>160</u>	押ボタン化	基	20	電源付加装置	基	<u>0</u>	高度化PICS	基	<u>0</u>	灯器改良LED化		一式	道路標識	大型標識	本	<u>6</u>	路側標識	本	<u>5,000</u>	道路標示	横断歩道	km	<u>73.0</u>	実線	km	<u>65.0</u>	凶示	個	7,600	自発光式停止線板	個	5	自発光式交差点板	個	5	県警察本部
事業者	事業の名称等	単位	事業量																																																																																																																
県警察本部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基	<u>16</u>																																																																																																															
		プログラム多段系統化	基	<u>2</u>																																																																																																															
		全感応化、半感応化	基	<u>4</u>																																																																																																															
		プログラム多段化	基	<u>295</u>																																																																																																															
		押ボタン化	基	20																																																																																																															
		電源付加装置	基	<u>4</u>																																																																																																															
		高度化PICS	基	<u>3</u>																																																																																																															
		灯器改良LED化		一式																																																																																																															
		道路標識	大型標識	本	<u>8</u>																																																																																																														
路側標識	本		<u>5,600</u>																																																																																																																
道路標示	横断歩道	km	<u>101.5</u>																																																																																																																
	実線	km	<u>59.7</u>																																																																																																																
	凶示	個	7,600																																																																																																																
	自発光式停止線板	個	5																																																																																																																
	自発光式交差点板	個	5																																																																																																																
事業者	事業の名称等	単位	事業量																																																																																																																
県警察本部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基	<u>10</u>																																																																																																															
		プログラム多段系統化	基	<u>3</u>																																																																																																															
		全感応化、半感応化	基	<u>2</u>																																																																																																															
		プログラム多段化	基	<u>160</u>																																																																																																															
		押ボタン化	基	20																																																																																																															
		電源付加装置	基	<u>0</u>																																																																																																															
		高度化PICS	基	<u>0</u>																																																																																																															
		灯器改良LED化		一式																																																																																																															
		道路標識	大型標識	本	<u>6</u>																																																																																																														
路側標識	本		<u>5,000</u>																																																																																																																
道路標示	横断歩道	km	<u>73.0</u>																																																																																																																
	実線	km	<u>65.0</u>																																																																																																																
	凶示	個	7,600																																																																																																																
	自発光式停止線板	個	5																																																																																																																
自発光式交差点板	個	5																																																																																																																	
P8 県土木部	<p>(1) 高齢者等の端末交通の確保</p> <p>ア ICTを活用した利用者の予約に応じて運行経路やスケジュールを作成するシステム <u>(生活交通Maas)の導入による効率的な</u> デマンド型交通の導入</p>				<p>(1) 高齢者等の端末交通の確保</p> <p>ア ICTを活用した利用者の予約に応じて運行経路やスケジュールを作成するシステム <u>を活用した</u> デマンド型 <u>乗合</u> 交通の導入</p>				県土木部：交通政策課																																																																																																										
P8 近畿運輸局、 県土木部	<p>【「あいのり1号」(三田市広野地区)】</p> <p>自宅近くからバス停までのアクセス改善のため、「自家用有償旅客運送」制度を活用し、実施主体は市、運行はまちづくり協議会「元気な広野をつくる会」が担う「あいのり1号」を運行(令和3年7月29日運行開始)</p>  <p>三田市広野地区における自家用有償旅客運送「あいのり1号」の仕組み</p> <p>車両(白ナンバー、7人乗り)</p>				削除				トピックスの削除																																																																																																										
P10 県土木部	<p>(3) 交通空白地の縮小や生活交通の利便性向上を図るため、<u>ICTにより複数の移動手段の経路検索、予約等が一括してできるMaasの予約・検索サービスを導入した乗合タクシー</u>や自家用有償旅客運送の実証実験等の取組の推進</p>				<p>(3) 交通空白地の縮小や生活交通の利便性向上を図るため、ICT <u>を活用したデマンド型乗合交通</u>や自家用有償旅客運送の実証実験等の取組の推進</p>				県土木部：交通政策課																																																																																																										

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																		
P11 県民生活部、県警察本部	<p>(4) 違法駐車を排除とする気運の醸成・高揚</p> <p><u>ア 違法・迷惑駐車追放運動による「迷惑駐車追放三ない運動」(しない、させない、許さない)の強化</u></p> <p><u>イ 「みんなで迷惑駐車をなくする日」(毎月1日)における</u> 県民の参画と協働による違法・迷惑駐車の<u>一掃</u></p>	<p>(4) 違法駐車を排除とする気運の醸成・高揚</p> <p><u>各地域に応じた</u> 県民の参画と協働による違法・迷惑駐車の<u>排除</u></p>																			
P12 神戸地方気象台	<p>(2) 気象情報等の充実</p> <p>ア 気象情報等の充実</p> <p>(ア) 気象による道路交通障害が予想される時</p> <p>d 雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル(危険度分布)」や、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪(解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報)」を、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知</p>	<p>(2) 気象情報等の充実</p> <p>ア 気象情報等の充実</p> <p>(ア) 気象による道路交通障害が予想される時</p> <p>d 雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル(危険度分布)」や、<u>気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ</u>、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪(解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報)」<u>等</u>を、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知</p>	神戸地方気象台																		
P15 近畿運輸局	<p>(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</p> <p>オ 交通規制等</p> <p>(イ) 道路標識等の高輝度化等による視認性の向上</p> <table border="1" data-bbox="415 1066 1145 1213"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">踏切保安設備</td> <td><u>131</u>箇所</td> </tr> <tr> <td>踏切道の格上げ</td> <td>4種→1種</td> <td>0箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目		事業量	踏切保安設備		<u>131</u> 箇所	踏切道の格上げ	4種→1種	0箇所	<p>(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</p> <p>オ 交通規制等</p> <p>(イ) 道路標識等の高輝度化等による視認性の向上</p> <table border="1" data-bbox="1650 1066 2380 1213"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">踏切保安設備</td> <td><u>53</u>箇所</td> </tr> <tr> <td>踏切道の格上げ</td> <td>4種→1種</td> <td>0箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目		事業量	踏切保安設備		<u>53</u> 箇所	踏切道の格上げ	4種→1種	0箇所	近畿運輸局
項目		事業量																			
踏切保安設備		<u>131</u> 箇所																			
踏切道の格上げ	4種→1種	0箇所																			
項目		事業量																			
踏切保安設備		<u>53</u> 箇所																			
踏切道の格上げ	4種→1種	0箇所																			
P18 県民生活部	追加	<div data-bbox="1626 1346 2635 1633" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【兵庫県高齢者大学における交通安全教室の開催】</p> <p>令和4年度、地域づくり活動の人材育成の場でもある兵庫県高齢者大学6箇所において、地元自動車販売店舗、JAF(日本自動車連盟)兵庫支部などの協力を得て、衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車の乗車体験、クルマの死角体験等を含む交通安全教室を開催した。受講者からは「試乗体験により危険を実感した」「死角が思った以上に広いことを知った」といった声が寄せられた。</p>  <p style="text-align: right;">安全運転サポート車乗車体験</p> </div>	トピックスの追加																		

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考												
P19 県民生活部、県警察本部	<p>(1) 「ストップ・ザ・交通事故」 県民運動等</p> <p>ア 令和4年度「ストップ・ザ・交通事故」 県民運動実施要綱（別掲）及び推進（協働）機関・団体との緊密な連携による効果的な運動</p> <p>イ 重点 「<u>子供や高齢者等の</u>歩行者の安全確保」、「<u>高齢運転者等の</u>安全運転意識の向上」、「自転車の交通安全」、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」、「全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底」</p>	<p>(1) 「ストップ・ザ・交通事故」 県民運動等</p> <p>ア 令和5年度「ストップ・ザ・交通事故」 県民運動（別掲）及び推進（協働）機関・団体との緊密な連携による効果的な運動</p> <p>イ 重点 「<u>子供と高齢者を始めとする</u>歩行者の安全確保」、「安全運転意識の向上」、「自転車の交通安全」、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」、「全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底」</p>													
P19 県民生活部、県警察本部	<p>(2) 重点推進地域の指定</p> <p>ア 交通安全対策重点推進地域 <u>神戸市中央区、神戸市須磨区、神戸市西区、川西市、猪名川町、稲美町、たつの市、淡路市</u></p> <p>イ 高齢者交通安全対策重点推進地域 <u>神戸市西区、尼崎市、姫路市</u></p> <p>ウ 自転車交通安全対策重点推進地域 神戸市長田区、<u>尼崎市</u>、伊丹市、高砂市、姫路市</p>	<p>(2) 重点推進地域の指定</p> <p>ア 交通安全対策重点推進地域 <u>神戸市長田区、神戸市北区、明石市、加古川市、播磨町、小野市、洲本市、南あわじ市</u></p> <p>イ 高齢者交通安全対策重点推進地域 尼崎市、<u>明石市、たつの市</u></p> <p>ウ 自転車交通安全対策重点推進地域 神戸市長田区、伊丹市、<u>川西市</u>、高砂市、姫路市</p>													
P20 県警察本部	<p>(4) 横断歩行者の安全確保</p> <p>イ 横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動の推進 (ア) 横断歩道合図(アイズ)運動等 (略)</p> <p>b 運転者は信号機のない横断歩道の手前で設置されているダイヤモンドマークを認めれば、あらかじめ速度を落とす「横断歩道手前減速運動」をプラスした「横断歩道合図(アイズ)運動プラス」の周知</p>	<p>(4) 横断歩行者の安全確保</p> <p>イ 横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動の推進 (ア) 横断歩道合図(アイズ)運動等 (略)</p> <p>b 運転者は信号機のない横断歩道の手前で設置されているダイヤモンドマークを認めれば、あらかじめ速度を落とす「横断歩道手前減速運動」をプラスした「横断歩道合図(アイズ)運動プラス」の実践</p>													
P21 県民生活部、県警察本部	追加	<p>【「自転車安全利用五則」の15年ぶりの改定】</p> <p>国の中央交通安全対策会議交通対策本部において、全自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法改正を機会に、令和4年11月1日、新たな「自転車安全利用五則」を決定した。</p> <table border="0"> <tr> <td>(旧) 自転車安全利用五則 (H19.7.10)</td> <td>(新) 自転車安全利用五則 (R4.11.1)</td> </tr> <tr> <td>1 自転車は、車道が原則、歩道は例外</td> <td>1 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先</td> </tr> <tr> <td>2 車道は左側を通行</td> <td>2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認</td> </tr> <tr> <td>3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行</td> <td>3 夜間はライトを点灯</td> </tr> <tr> <td>4 安全ルールを守る</td> <td>4 飲酒運転は禁止</td> </tr> <tr> <td>5 子どもはヘルメットを着用</td> <td>5 ヘルメットを着用</td> </tr> </table> 	(旧) 自転車安全利用五則 (H19.7.10)	(新) 自転車安全利用五則 (R4.11.1)	1 自転車は、車道が原則、歩道は例外	1 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先	2 車道は左側を通行	2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認	3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行	3 夜間はライトを点灯	4 安全ルールを守る	4 飲酒運転は禁止	5 子どもはヘルメットを着用	5 ヘルメットを着用	トピックスの追加
(旧) 自転車安全利用五則 (H19.7.10)	(新) 自転車安全利用五則 (R4.11.1)														
1 自転車は、車道が原則、歩道は例外	1 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先														
2 車道は左側を通行	2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認														
3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行	3 夜間はライトを点灯														
4 安全ルールを守る	4 飲酒運転は禁止														
5 子どもはヘルメットを着用	5 ヘルメットを着用														

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P22 県民生活 部、県警察本 部	<p>(11) その他の普及啓発活動</p> <p>ア 多様な啓発活動</p> <p>(略)</p> <p>(エ) <u>「夕暮れ時」の早めのライト点灯</u>運動の推進やハイビーム活用促進路線の指定</p>	<p>(11) その他の普及啓発活動</p> <p>ア 多様な啓発活動</p> <p>(略)</p> <p>(エ) <u>車両</u>の早めのライト点灯等の「夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動」の推進やハイビーム活用促進路線の指定</p> <p>(略)</p> <p><u>エ 電動キックボードへの対応</u></p> <p><u>令和5年7月1日の改正道路交通法施行により、電動キックボードのうち、車両の規格など要件を満たすものは、新たな車両区分である特定小型原動機付自転車として定義されることから、交通ルールの周知を始めとする安全な利用の啓発</u></p>	県警察本部
P24 県民生活 部、県警察本 部	<p>令和<u>4</u>年度「ストップ・ザ・交通事故」県民運動<u>実施要綱</u></p> <p>1 目的</p> <p>この運動は、尊い人命を交通事故から守るため、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民一人一人に交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣付け、県民の参画と協働のもとに交通事故のない「<u>元気で安全・安心な兵庫</u>」をつくることを目的とする。</p> <p>2 期間</p> <p>令和<u>4</u>年4月1日から令和<u>5</u>年3月31日までの1年間</p> <p>6 運動重点</p> <p>(1) 子供<u>や高齢者等</u>の歩行者の安全確保</p> <p>(2) <u>高齢運転者等</u>の安全運転意識の向上</p> <p>(3) 自転車の交通安全</p> <p>(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶</p> <p>(5) 全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底</p>	<p>令和<u>5</u>年度「ストップ・ザ・交通事故」県民運動</p> <p>1 目的</p> <p>この運動は、尊い人命を交通事故から守るため、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民一人一人に交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣付け、県民の参画と協働のもとに、交通事故のない<u>誰もが安全で安心して暮らせる「躍動する兵庫」</u>をつくることを目的とする。</p> <p>2 期間</p> <p>令和<u>5</u>年4月1日から令和<u>6</u>年3月31日までの1年間</p> <p>6 運動重点</p> <p>(1) 子供<u>と高齢者を始めとする</u>歩行者の安全確保</p> <p>(2) 安全運転意識の向上</p> <p>(3) 自転車の交通安全</p> <p>(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶</p> <p>(5) 全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底</p>	

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																														
P24・25 県民生活 部、県警察本 部	<p>7 運動種別 (1) 年間の運動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 239 667 279">運動名</th> <th data-bbox="667 239 1391 279">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="314 279 667 512">夕暮れ時の<u>早めのライト点灯</u>運動</td> <td data-bbox="667 279 1391 512"> 車両の早めのライト点灯、歩行者・自転車利用者の明るい<u>服装</u>、<u>反射材用品等</u>の活用を呼びかけ、夕暮れ時の交通事故を防止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="747 373 1035 413">期 間</th> <th data-bbox="1035 373 1282 413">点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="747 413 1035 453">4月から9月</td> <td data-bbox="1035 413 1282 453">午後5時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="747 453 1035 493">10月から3月</td> <td data-bbox="1035 453 1282 493">午後4時</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 512 667 617"><u>交差点 はっきり・しっかり安全確認</u>運動</td> <td data-bbox="667 512 1391 617">交差点及び交差点付近での安全確認の徹底と交差点における正しい横断等を実践し、交差点及び交差点付近での交通事故を防止する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 617 667 722"><u>違法・迷惑駐車</u>の追放運動</td> <td data-bbox="667 617 1391 722">広く県民に車や自転車の利用に伴う社会的責任の認識を促し、一人一人が秩序ある駐車を励行することにより、すべての県民にとって安全で快適なまちづくりを推進する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 722 667 827">横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動</td> <td data-bbox="667 722 1391 827">横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	内 容	夕暮れ時の <u>早めのライト点灯</u> 運動	車両の早めのライト点灯、歩行者・自転車利用者の明るい <u>服装</u> 、 <u>反射材用品等</u> の活用を呼びかけ、夕暮れ時の交通事故を防止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="747 373 1035 413">期 間</th> <th data-bbox="1035 373 1282 413">点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="747 413 1035 453">4月から9月</td> <td data-bbox="1035 413 1282 453">午後5時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="747 453 1035 493">10月から3月</td> <td data-bbox="1035 453 1282 493">午後4時</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	点灯推奨時間	4月から9月	午後5時	10月から3月	午後4時	<u>交差点 はっきり・しっかり安全確認</u> 運動	交差点及び交差点付近での安全確認の徹底と交差点における正しい横断等を実践し、交差点及び交差点付近での交通事故を防止する。	<u>違法・迷惑駐車</u> の追放運動	広く県民に車や自転車の利用に伴う社会的責任の認識を促し、一人一人が秩序ある駐車を励行することにより、すべての県民にとって安全で快適なまちづくりを推進する。	横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。	<p>7 運動種別 (1) 年間の運動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1549 239 1902 279">運動名</th> <th data-bbox="1902 239 2626 279">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1549 279 1902 575">夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動</td> <td data-bbox="1902 279 2626 575"> 車両の早めのライト点灯、<u>原則ハイビームの活用</u>、歩行者・自転車利用者の明るい<u>衣服</u>、<u>反射材用品</u>の活用を呼びかけ、夕暮れ時・<u>夜間</u>の交通事故を防止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1982 407 2300 447">季 節</th> <th data-bbox="2300 407 2516 447">点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1982 447 2300 487"><u>秋季・冬季（9月～2月）</u></td> <td data-bbox="2300 447 2516 487">午後4時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1982 487 2300 527"><u>春季（3月～5月）</u></td> <td data-bbox="2300 487 2516 527">午後5時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1982 527 2300 567"><u>夏季（6月～8月）</u></td> <td data-bbox="2300 527 2516 567">午後6時</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 575 1902 659">横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動</td> <td data-bbox="1902 575 2626 659">横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	内 容	夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動	車両の早めのライト点灯、 <u>原則ハイビームの活用</u> 、歩行者・自転車利用者の明るい <u>衣服</u> 、 <u>反射材用品</u> の活用を呼びかけ、夕暮れ時・ <u>夜間</u> の交通事故を防止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1982 407 2300 447">季 節</th> <th data-bbox="2300 407 2516 447">点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1982 447 2300 487"><u>秋季・冬季（9月～2月）</u></td> <td data-bbox="2300 447 2516 487">午後4時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1982 487 2300 527"><u>春季（3月～5月）</u></td> <td data-bbox="2300 487 2516 527">午後5時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1982 527 2300 567"><u>夏季（6月～8月）</u></td> <td data-bbox="2300 527 2516 567">午後6時</td> </tr> </tbody> </table>	季 節	点灯推奨時間	<u>秋季・冬季（9月～2月）</u>	午後4時	<u>春季（3月～5月）</u>	午後5時	<u>夏季（6月～8月）</u>	午後6時	横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。	
運動名	内 容																																
夕暮れ時の <u>早めのライト点灯</u> 運動	車両の早めのライト点灯、歩行者・自転車利用者の明るい <u>服装</u> 、 <u>反射材用品等</u> の活用を呼びかけ、夕暮れ時の交通事故を防止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="747 373 1035 413">期 間</th> <th data-bbox="1035 373 1282 413">点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="747 413 1035 453">4月から9月</td> <td data-bbox="1035 413 1282 453">午後5時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="747 453 1035 493">10月から3月</td> <td data-bbox="1035 453 1282 493">午後4時</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	点灯推奨時間	4月から9月	午後5時	10月から3月	午後4時																										
期 間	点灯推奨時間																																
4月から9月	午後5時																																
10月から3月	午後4時																																
<u>交差点 はっきり・しっかり安全確認</u> 運動	交差点及び交差点付近での安全確認の徹底と交差点における正しい横断等を実践し、交差点及び交差点付近での交通事故を防止する。																																
<u>違法・迷惑駐車</u> の追放運動	広く県民に車や自転車の利用に伴う社会的責任の認識を促し、一人一人が秩序ある駐車を励行することにより、すべての県民にとって安全で快適なまちづくりを推進する。																																
横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。																																
運動名	内 容																																
夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動	車両の早めのライト点灯、 <u>原則ハイビームの活用</u> 、歩行者・自転車利用者の明るい <u>衣服</u> 、 <u>反射材用品</u> の活用を呼びかけ、夕暮れ時・ <u>夜間</u> の交通事故を防止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1982 407 2300 447">季 節</th> <th data-bbox="2300 407 2516 447">点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1982 447 2300 487"><u>秋季・冬季（9月～2月）</u></td> <td data-bbox="2300 447 2516 487">午後4時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1982 487 2300 527"><u>春季（3月～5月）</u></td> <td data-bbox="2300 487 2516 527">午後5時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1982 527 2300 567"><u>夏季（6月～8月）</u></td> <td data-bbox="2300 527 2516 567">午後6時</td> </tr> </tbody> </table>	季 節	点灯推奨時間	<u>秋季・冬季（9月～2月）</u>	午後4時	<u>春季（3月～5月）</u>	午後5時	<u>夏季（6月～8月）</u>	午後6時																								
季 節	点灯推奨時間																																
<u>秋季・冬季（9月～2月）</u>	午後4時																																
<u>春季（3月～5月）</u>	午後5時																																
<u>夏季（6月～8月）</u>	午後6時																																
横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。																																
P25 県民生活 部、県警察本 部	<p>(2) 四季の運動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 972 679 1012">運動名</th> <th data-bbox="679 972 1237 1012">期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="314 1012 679 1073">春の全国交通安全運動</td> <td data-bbox="679 1012 1237 1073">4月6日(水) ～ 4月15日(金)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1073 679 1134">夏の交通事故防止運動</td> <td data-bbox="679 1073 1237 1134">7月15日(金) ～ 7月24日(日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1134 679 1194">秋の全国交通安全運動</td> <td data-bbox="679 1134 1237 1194">9月21日(水) ～ 9月30日(金)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1194 679 1255">年末の交通事故防止運動</td> <td data-bbox="679 1194 1237 1255">12月1日(木) ～ 12月10日(土)</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	期 日	春の全国交通安全運動	4月6日(水) ～ 4月15日(金)	夏の交通事故防止運動	7月15日(金) ～ 7月24日(日)	秋の全国交通安全運動	9月21日(水) ～ 9月30日(金)	年末の交通事故防止運動	12月1日(木) ～ 12月10日(土)	<p>(2) 四季の運動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1549 972 1914 1012">運動名</th> <th data-bbox="1914 972 2608 1012">期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1549 1012 1914 1073">春の全国交通安全運動</td> <td data-bbox="1914 1012 2608 1073">5月11日(木) ～ 5月20日(土)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 1073 1914 1134">夏の交通事故防止運動</td> <td data-bbox="1914 1073 2608 1134">7月15日(土) ～ 7月24日(日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 1134 1914 1194">秋の全国交通安全運動</td> <td data-bbox="1914 1134 2608 1194">9月21日(木) ～ 9月30日(土)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 1194 1914 1255">年末の交通事故防止運動</td> <td data-bbox="1914 1194 2608 1255">12月1日(金) ～ 12月10日(日)</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	期 日	春の全国交通安全運動	5月11日(木) ～ 5月20日(土)	夏の交通事故防止運動	7月15日(土) ～ 7月24日(日)	秋の全国交通安全運動	9月21日(木) ～ 9月30日(土)	年末の交通事故防止運動	12月1日(金) ～ 12月10日(日)											
運動名	期 日																																
春の全国交通安全運動	4月6日(水) ～ 4月15日(金)																																
夏の交通事故防止運動	7月15日(金) ～ 7月24日(日)																																
秋の全国交通安全運動	9月21日(水) ～ 9月30日(金)																																
年末の交通事故防止運動	12月1日(木) ～ 12月10日(土)																																
運動名	期 日																																
春の全国交通安全運動	5月11日(木) ～ 5月20日(土)																																
夏の交通事故防止運動	7月15日(土) ～ 7月24日(日)																																
秋の全国交通安全運動	9月21日(木) ～ 9月30日(土)																																
年末の交通事故防止運動	12月1日(金) ～ 12月10日(日)																																

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																																							
P25 県民生活 部、県警察本 部	<p>(3) 交通安全の日</p> <table border="1" data-bbox="314 216 1391 863"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>期日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通安全意識を高める日</td> <td>四季の運動の初日</td> <td>より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。</td> </tr> <tr> <td><u>みんなで迷惑駐車をなくする日</u></td> <td><u>毎月1日</u></td> <td><u>県民の参画と協働により、違法・迷惑駐車の一掃を図る。</u></td> </tr> <tr> <td>自転車安全利用の日</td> <td>毎月2日</td> <td>自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、促進する。</td> </tr> <tr> <td>横断歩道おもいやりの日</td> <td>毎月11日</td> <td>横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。</td> </tr> <tr> <td>高齢者交通安全の日</td> <td>毎月15日</td> <td>高齢者の交通安全について考え、実践する。</td> </tr> <tr> <td>シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日</td> <td>毎月15日</td> <td>シートベルト等の着用の徹底や正しい取付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	期日	内容	交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。	<u>みんなで迷惑駐車をなくする日</u>	<u>毎月1日</u>	<u>県民の参画と協働により、違法・迷惑駐車の一掃を図る。</u>	自転車安全利用の日	毎月2日	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、促進する。	横断歩道おもいやりの日	毎月11日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。	高齢者交通安全の日	毎月15日	高齢者の交通安全について考え、実践する。	シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月15日	シートベルト等の着用の徹底や正しい取付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。	<p>(3) 交通安全の日</p> <table border="1" data-bbox="1549 216 2626 812"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>期日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通安全意識を高める日</td> <td>四季の運動の初日</td> <td>より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。</td> </tr> <tr> <td>自転車安全利用の日</td> <td>毎月2日</td> <td>自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、促進する。</td> </tr> <tr> <td>横断歩道おもいやりの日</td> <td>毎月11日</td> <td>横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。</td> </tr> <tr> <td>高齢者交通安全の日</td> <td>毎月15日</td> <td>高齢者の交通安全について考え、実践する。</td> </tr> <tr> <td>シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日</td> <td>毎月15日</td> <td>シートベルト等の着用の徹底や正しい取付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	期日	内容	交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。	自転車安全利用の日	毎月2日	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、促進する。	横断歩道おもいやりの日	毎月11日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。	高齢者交通安全の日	毎月15日	高齢者の交通安全について考え、実践する。	シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月15日	シートベルト等の着用の徹底や正しい取付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。	
運動名	期日	内容																																								
交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。																																								
<u>みんなで迷惑駐車をなくする日</u>	<u>毎月1日</u>	<u>県民の参画と協働により、違法・迷惑駐車の一掃を図る。</u>																																								
自転車安全利用の日	毎月2日	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、促進する。																																								
横断歩道おもいやりの日	毎月11日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。																																								
高齢者交通安全の日	毎月15日	高齢者の交通安全について考え、実践する。																																								
シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月15日	シートベルト等の着用の徹底や正しい取付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。																																								
運動名	期日	内容																																								
交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。																																								
自転車安全利用の日	毎月2日	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、促進する。																																								
横断歩道おもいやりの日	毎月11日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。																																								
高齢者交通安全の日	毎月15日	高齢者の交通安全について考え、実践する。																																								
シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月15日	シートベルト等の着用の徹底や正しい取付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。																																								
P28 県警察本部	<p>オ 若年運転者講習 (ア) 実施場所 運転免許試験場及び指定自動車教習所 <u>6</u>所の計 <u>7</u>会場</p>	<p>オ 若年運転者講習 (ア) 実施場所 運転免許試験場及び指定自動車教習所 <u>8</u>所の計 <u>9</u>会場</p>	県警察本部																																							
P29 県警察本部	<p>(5) 高齢運転者対策の充実 (略) ウ 改正道路交通法の <u>円滑な施行</u> 75歳以上の一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査制度及び安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の周知 <u>及び適切な運用</u> エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進 高齢運転者の安全意識を高めるための、高齢者マークの積極的な表示の促進 オ 高齢運転者支援施策の推進 関係機関との連携による運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備 (ア) 運転経歴証明書制度の周知 (イ) 高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知 (ウ) 高齢者に係る運転免許制度の改正内容の周知 <u>と円滑な運用</u></p>	<p>(5) 高齢運転者対策の充実 (略) ウ 改正道路交通法の <u>周知</u> 75歳以上の一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査制度及び安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の周知 エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進 高齢運転者の安全意識を高めるための、高齢者マークの積極的な表示の促進 オ 高齢運転者支援施策の推進 関係機関との連携による運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備 (ア) 運転経歴証明書制度の周知 (イ) 高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知 (ウ) 高齢者に係る運転免許制度の改正内容の周知</p>	県警察本部																																							

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																																
P31 県警察本部	<p>(1) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th>計画人員</th> <th>講習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全運転管理者等講習</td> <td>13,894人</td> <td>最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	計画人員	講習内容	安全運転管理者等講習	13,894人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償	<p>(1) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th>計画人員</th> <th>講習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全運転管理者等講習</td> <td>15,428人</td> <td>最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	計画人員	講習内容	安全運転管理者等講習	15,428人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償	県警察本部																				
講習種別	計画人員	講習内容																																	
安全運転管理者等講習	13,894人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償																																	
講習種別	計画人員	講習内容																																	
安全運転管理者等講習	15,428人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償																																	
P31 県警察本部	<p>(3) 安全運転管理者業務の拡充 (略)</p> <p>イ アルコール検知器の使用（令和4年10月1日施行） <u>(3)アの酒気帯び確認について、アルコール検知器の常時有効な保持、アルコール検知器を用いた確認の徹底</u></p>	<p>(3) 安全運転管理者業務の拡充 (略)</p> <p>イ アルコール検知器の使用（令和4年10月1日施行） アルコール検知器の常時有効な保持、アルコール検知器を用いた確認<u>については、アルコール検知器の流通量不足の影響により、当分の間アルコール検知器使用義務化規定が適用されないこととなっているが、酒気帯びの有無の確認に有効なため、今後の義務化に備えた早期の準備とアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認の実施を啓発</u></p>	県警察本部																																
P32 神戸運輸監理部兵庫陸運部	<p>(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立</p> <p>イ 運行管理者教育の充実</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th>回数</th> <th>計画人員</th> <th>講習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運行管理者一般講習</td> <td>17</td> <td>1,900人</td> <td>自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守</td> </tr> <tr> <td>運行管理者基礎講習</td> <td>8</td> <td>900人</td> <td>基礎的事項全般</td> </tr> <tr> <td>運行管理者特別講習</td> <td>6</td> <td>50人</td> <td>行政処分対象</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	回数	計画人員	講習内容	運行管理者一般講習	17	1,900人	自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守	運行管理者基礎講習	8	900人	基礎的事項全般	運行管理者特別講習	6	50人	行政処分対象	<p>(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立</p> <p>イ 運行管理者教育の充実</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th>回数</th> <th>計画人員</th> <th>講習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運行管理者一般講習</td> <td>33</td> <td>1,900人</td> <td>自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守</td> </tr> <tr> <td>運行管理者基礎講習</td> <td>8</td> <td>875人</td> <td>基礎的事項全般</td> </tr> <tr> <td>運行管理者特別講習</td> <td>4</td> <td>20人</td> <td>行政処分対象</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	回数	計画人員	講習内容	運行管理者一般講習	33	1,900人	自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守	運行管理者基礎講習	8	875人	基礎的事項全般	運行管理者特別講習	4	20人	行政処分対象	神戸運輸監理部兵庫陸運部
講習種別	回数	計画人員	講習内容																																
運行管理者一般講習	17	1,900人	自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守																																
運行管理者基礎講習	8	900人	基礎的事項全般																																
運行管理者特別講習	6	50人	行政処分対象																																
講習種別	回数	計画人員	講習内容																																
運行管理者一般講習	33	1,900人	自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守																																
運行管理者基礎講習	8	875人	基礎的事項全般																																
運行管理者特別講習	4	20人	行政処分対象																																

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																												
P32 神戸運輸監理部 兵庫陸運部	ウ 自動車事故対策機構の活用 事業用自動車運転者に対する適性診断 <table border="1" data-bbox="400 262 914 619"> <thead> <tr> <th>事業別</th> <th>計画人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス</td> <td>1,000人</td> </tr> <tr> <td>ハイヤー・タクシー</td> <td>400人</td> </tr> <tr> <td>個人タクシー</td> <td>200人</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>8,000人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>700人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,400人</td> </tr> </tbody> </table>	事業別	計画人員	バス	1,000人	ハイヤー・タクシー	400人	個人タクシー	200人	トラック	8,000人	その他	700人	計	10,400人	ウ 自動車事故対策機構の活用 事業用自動車運転者に対する適性診断 <table border="1" data-bbox="1632 262 2145 619"> <thead> <tr> <th>事業別</th> <th>計画人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス</td> <td>840人</td> </tr> <tr> <td>ハイヤー・タクシー</td> <td>350人</td> </tr> <tr> <td>個人タクシー</td> <td>110人</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>8,050人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>259人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,609人</td> </tr> </tbody> </table>	事業別	計画人員	バス	840人	ハイヤー・タクシー	350人	個人タクシー	110人	トラック	8,050人	その他	259人	計	9,609人	神戸運輸監理部 兵庫陸運部
事業別	計画人員																														
バス	1,000人																														
ハイヤー・タクシー	400人																														
個人タクシー	200人																														
トラック	8,000人																														
その他	700人																														
計	10,400人																														
事業別	計画人員																														
バス	840人																														
ハイヤー・タクシー	350人																														
個人タクシー	110人																														
トラック	8,050人																														
その他	259人																														
計	9,609人																														
P36 神戸運輸監理部 兵庫陸運部	(5) 自動車整備事業者に対する指導監督 ア 監査の実施 指定自動車整備事業場及び自動車 <u>分解</u> 整備事業場へ立入り監査による不正車検・不正改造の防止 イ 研修の実施 (略) (ウ) 整備主任者に対する最新の低公害装置や電子制御装置などの新技術に対応した実技 <u>研修</u>	(5) 自動車整備事業者に対する指導監督 ア 監査の実施 指定自動車整備事業場及び自動車 <u>特定</u> 整備事業場へ立入り監査による不正車検・不正改造の防止 イ 研修の実施 (略) (ウ) 整備主任者に対する最新の低公害装置や電子制御装置などの新技術に対応した実技 <u>講習</u>	神戸運輸監理部 兵庫陸運部																												
P37 県警察本部	1 交通の指導取締りの強化等 (1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り (略) <u>ウ</u> 著しい速度超過 可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な取締り <u>エ</u> 妨害運転 悪質・危険な運転に対する各種法令を適用した検挙措置 <u>オ</u> シートベルト及びチャイルドシート 被害軽減のための交通指導取締り <u>カ</u> 携帯電話使用等 重大事故につながり得る「ながら」行為の取締り <u>キ</u> 自転車利用者による悪質・危険な交通違反 信号無視や一時不停止等の悪質・危険な違反に対する積極的な検挙措置	1 交通指導取締りの強化等 (1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り (略) <u>ウ</u> 妨害運転 悪質・危険な運転に対する各種法令を適用した検挙措置 <u>エ</u> 著しい速度超過 可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な取締り <u>オ</u> 自転車利用者による悪質・危険な交通違反 信号無視や一時不停止等の悪質・危険な違反に対する積極的な検挙措置 <u>カ</u> <u>電動キックボード等による悪質・危険な交通違反</u> <u>(ア) 飲酒運転・信号無視・通行区分違反等の悪質・危険な行為に重点を置いた取締りの強化</u> <u>(イ) 整備不良車両の運転等に対する取締りの徹底</u> <u>キ</u> シートベルト及びチャイルドシート 被害軽減のための交通指導取締り <u>ク</u> 携帯電話使用等 重大事故につながり得る「ながら」行為の取締り	県警察本部																												

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考
P39 近畿運輸局	(2) 暴走族を許さない社会環境づくり (略) エ 不正改造車の排除 (ア) 「不正改造車を排除する運動」を全県的に展開 (イ) 不正改造を行った自動車 <u>分解</u> 事業者に対する厳正な立入検査等	(2) 暴走族を許さない社会環境づくり (略) エ 不正改造車の排除 (ア) 「不正改造車を排除する運動」を全県的に展開 (イ) 不正改造を行った自動車 <u>特定整備</u> 事業者に対する厳正な立入検査等	近畿運輸局
P39 県警察本部	(4) 行政処分の徹底（免許取消処分等による暴走族の早期排除） 運転者のみならず同乗者への重大違反 <u>（唆(そそのか) し等)</u> の適用	(4) 行政処分の徹底（免許取消処分等による暴走族の早期排除） 運転者のみならず同乗者への重大違反 <u>唆(そそのか) し等</u> の適用	県警察本部
P43 県警察本部	(3) 警察署における交通事故相談 <u>交通事故捜査活動等</u> を通じた損害賠償手続き等の教示	(3) 警察署における交通事故相談 <u>相談窓口</u> を通じた損害賠償手続き等の教示	県警察本部
P43 県県民生活部	(1) 交通遺児等救済対策 <u>ア</u> 激励品の贈呈、助成等各種援助事業の促進 <u>イ</u> <u>ひょうごボランティアプラザが行う基金事業への支援</u>	(1) 交通遺児等救済対策 激励品の贈呈、助成等各種援助事業の促進	県県民生活部：県民躍動課
P44 近畿運輸局	(1) 鉄道施設等の安全性の向上 オ 多発する自然災害へ対応の強化 (ウ) 鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るための主要駅や高架橋等の耐震対策の促進	(1) 鉄道施設等の安全性の向上 オ 多発する自然災害へ対応の強化 (ウ) 鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るための主要駅や高架橋等の耐震対策の促進 <u>(エ) 令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震に関する検証委員会の中間とりまとめを踏まえた高架橋の耐震補強の前倒し</u>	近畿運輸局
P44 県まちづくり部	カ 高齢者、障害者等の安全利用のための対策（バリアフリー化） 段差の解消、事故発生状況や駅の利用実態等を勘案した優先度が高いホームでのホームドアの整備、内方線付き点状ブロック等による転落防止設備等の整備等のハード対策の <u>検討</u>	カ 高齢者、障害者等の安全利用のための対策（バリアフリー化） 段差の解消、事故発生状況や駅の利用実態等を勘案した優先度が高いホームでのホームドアの整備、内方線付き点状ブロック等による転落防止設備等の整備等のハード対策の <u>促進</u>	県まちづくり部：都市政策課
P44 県まちづくり部	追加	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【鉄道駅バリアフリーの加速】 兵庫県では、全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定し、鉄道駅舎のバリアフリー化に取り組んできた結果、令和4年度末には1日あたりの乗降客数が3千人以上の216駅全ての段差解消が完了した。また、乗降客数が10万人以上の駅や、転落件数が多い駅においてホームドアの整備を支援し、4駅11番線で完了している。 国土交通省は、令和3年12月、鉄道事業者が利用者から薄く広い負担を得てバリアフリー化を促進していく「鉄道駅バリアフリー料金制度」を創設した。兵庫県内では、令和5年4月から阪急電鉄、阪神電気鉄道、神戸電鉄、山陽電気鉄道、JR西日本が本制度を適用し、バリアフリー化に取り組んでいく予定。</p> </div>	トピックスの追加 県まちづくり部：都市政策課

ページ	令和4年度 兵庫県交通安全実施計画	令和5年度 兵庫県交通安全実施計画（案）	備考																																																						
P44・45 近畿運輸局	<p>(2) 運転保安設備等の整備 [事業計画の概要]</p> <table border="1" data-bbox="471 258 1127 869"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">線路施設等の整備</td> <td>軌道強化</td> <td>13 km</td> </tr> <tr> <td>線路</td> <td>0 箇所</td> </tr> <tr> <td>橋りょう改良</td> <td>15 箇所</td> </tr> <tr> <td>駅改良</td> <td>62 駅</td> </tr> <tr> <td>トンネル改良</td> <td>0 箇所</td> </tr> <tr> <td>防災施設・その他</td> <td>24 箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">運転保安設備</td> <td>自動閉そく信号</td> <td>22 箇所</td> </tr> <tr> <td>連動装置</td> <td>7 箇所</td> </tr> <tr> <td>A T S 等</td> <td>106 箇所</td> </tr> <tr> <td>列車無線装置</td> <td>9 箇所</td> </tr> <tr> <td>信号機改良等</td> <td>7 箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目		事業量	線路施設等の整備	軌道強化	13 km	線路	0 箇所	橋りょう改良	15 箇所	駅改良	62 駅	トンネル改良	0 箇所	防災施設・その他	24 箇所	運転保安設備	自動閉そく信号	22 箇所	連動装置	7 箇所	A T S 等	106 箇所	列車無線装置	9 箇所	信号機改良等	7 箇所	<p>(2) 運転保安設備等の整備 [事業計画の概要]</p> <table border="1" data-bbox="1706 258 2362 869"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>事業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">線路施設等の整備</td> <td>軌道強化</td> <td>17 km</td> </tr> <tr> <td>線路</td> <td>0 箇所</td> </tr> <tr> <td>橋りょう改良</td> <td>15 箇所</td> </tr> <tr> <td>駅改良</td> <td>47 駅</td> </tr> <tr> <td>トンネル改良</td> <td>1 箇所</td> </tr> <tr> <td>防災施設・その他</td> <td>75 箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">運転保安設備</td> <td>自動閉そく信号</td> <td>22 箇所</td> </tr> <tr> <td>連動装置</td> <td>15 箇所</td> </tr> <tr> <td>A T S 等</td> <td>36 箇所</td> </tr> <tr> <td>列車無線装置</td> <td>0 箇所</td> </tr> <tr> <td>信号機改良等</td> <td>1 箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目		事業量	線路施設等の整備	軌道強化	17 km	線路	0 箇所	橋りょう改良	15 箇所	駅改良	47 駅	トンネル改良	1 箇所	防災施設・その他	75 箇所	運転保安設備	自動閉そく信号	22 箇所	連動装置	15 箇所	A T S 等	36 箇所	列車無線装置	0 箇所	信号機改良等	1 箇所	近畿運輸局
項目		事業量																																																							
線路施設等の整備	軌道強化	13 km																																																							
	線路	0 箇所																																																							
	橋りょう改良	15 箇所																																																							
	駅改良	62 駅																																																							
	トンネル改良	0 箇所																																																							
	防災施設・その他	24 箇所																																																							
運転保安設備	自動閉そく信号	22 箇所																																																							
	連動装置	7 箇所																																																							
	A T S 等	106 箇所																																																							
	列車無線装置	9 箇所																																																							
	信号機改良等	7 箇所																																																							
項目		事業量																																																							
線路施設等の整備	軌道強化	17 km																																																							
	線路	0 箇所																																																							
	橋りょう改良	15 箇所																																																							
	駅改良	47 駅																																																							
	トンネル改良	1 箇所																																																							
	防災施設・その他	75 箇所																																																							
運転保安設備	自動閉そく信号	22 箇所																																																							
	連動装置	15 箇所																																																							
	A T S 等	36 箇所																																																							
	列車無線装置	0 箇所																																																							
	信号機改良等	1 箇所																																																							
P46 近畿運輸局	<p>(8) 大規模な事故・災害等が発生した場合の適切な対応</p> <p>ア 国及び鉄道事業者における夜間・休日の緊急連絡体制等の点検・確認</p> <p>イ 鉄道事業者に対し、<u>運行状況の的確な把握と乗客</u>への適切な情報提供、迅速な復旧に必要な体制に関する鉄道事業者への指導</p> <p>ウ 降雪時等における除雪車の出動準備・除雪体制の確認及び長時間の駅間停車の発生が見込まれる場合における運行再開・乗客救出を並行して行なうことを徹底するための、鉄道事業者への指導</p> <p><u>エ 訪日外国人にも対応するため、事故発生時における多言語案内体制の強化に関する鉄道事業者への指導</u></p>	<p>(8) 大規模な事故・災害等が発生した場合の適切な対応</p> <p>ア 国及び鉄道事業者における夜間・休日の緊急連絡体制等の点検・確認</p> <p>イ 鉄道事業者に対し、<u>外国人を含む利用者</u>への適切な情報提供、迅速な復旧に必要な体制に関する鉄道事業者への指導</p> <p>ウ 降雪時等における除雪車の出動準備・除雪体制の確認及び長時間の駅間停車の発生が見込まれる場合における運行再開・乗客救出を並行して行なうことを徹底するための、鉄道事業者への指導</p>	近畿運輸局																																																						
P46 近畿運輸局	<p>(10) 計画運休への取組</p> <p>鉄道事業者に対し、大型台風が接近・上陸するなど、気象状況により列車の運転に支障が生じるおそれが予想されるときは、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で、計画的に列車の運転を休止するなど安全の確保に努めるよう指導</p>	<p>(10) 計画運休への取組</p> <p>鉄道事業者に対し、大型台風が接近・上陸するなど、気象状況により列車の運転に支障が生じるおそれが予想されるときは、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で、計画的に列車の運転を休止するなど安全の確保に努めるよう指導</p> <p><u>また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導</u></p>	近畿運輸局																																																						